

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

■災害共済給付制度とは

学校管理下で、生徒の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費・障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

本校では、生徒全員がこの制度に加入しています。本制度に関する詳しい説明は、以下のホームページにてご確認ください。

■学校の管理下とは

1. 授業中：各教科、遠足、修学旅行、大掃除 等
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中：部活動、林間学校、生徒指導等
3. 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中：始業前、業間休み、昼休み、放課後 等
4. 通常の経路及び方法による通学中：登下校中
5. その他の場合：寄宿舎にあるとき 等

■給付の対象

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（3割負担で1,500円以上を負担）の場合、給付の対象となります。

■給付の対象となる災害の範囲

その原因が学校の管理下で発生したもの

			
授業中にはさみで指を切る	遠足で虫に刺される	休憩時間に鉄棒から落下	通学中に自転車で転倒
			
休憩時間に階段から滑って転倒	部活動中の熱中症	学校給食などによる食中毒	部活動試合中の転倒
障 害	負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）		
死 亡	学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死		

■ 給付申請の手続き

1. 学校管理下で災害に遭い、医療機関を受診した際は、担任・教科担当・部活顧問に報告する。
2. 保健室へ報告する。
 - (1) 『「災害共済給付の手続き」のための報告書』（校内用）
*報告書は本人または保護者が記入する。
 - (2) 医療等の状況：医療機関で証明を受ける用紙（その他必要に応じて以下の書類を添付する）
 - (3) 高額療養状況届：1ヶ月の医療費が7,000点以上（7万円）の場合
 - (4) 調剤報酬明細書：処方箋に基づき、保険薬局で薬を処方された場合
 - (5) 治療用装具明細書：医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合

これらの書類を保健室に取りに来てください。

書類については以下のホームページよりダウンロードもできます。

[日本スポーツ振興センター学校安全 Web](#)

3. 『医療等の状況』を、受診した医療機関の窓口提出し、診療点数等の証明をもらう。
(1ヶ月に1枚)

※医療等の状況の下記にある「公費負担医療制度」を利用した場合は、該当する項目に○をつける。

4. 記入済みの『災害報告書』と『医療等の状況』などの書類全てを保健室へ提出する。

5. 学校から日本スポーツ振興センターへ災害給付金の申請手続きをする。

6. 日本スポーツ振興センターにて審査の上、給付金額を決定し、学校を通じて口座に入金されます。
書類提出後、2～3ヶ月程度で諸経費口座に振り込まれます。文書にてお知らせ致します。
※災害給付には審査があります。そのため、申請しても給付されない場合があります。
※給付金額については日本スポーツ振興センターのホームページを参照ください。

■ 給付についての注意点

- ・ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと時効によって請求権がなくなります。
- ・ 学校の管理下で起こった事由であっても必ず申請する必要はありません。
- ・ 学校の管理下で起こった事由であっても必ず給付対象になるとは限りません。
例：その事由と学校活動の因果関係が曖昧な場合 など
- ・ 学校の管理下で起こった事由であっても『物』は保険の対象外です。
例：ボールが顔にあたってメガネが壊れた場合 など

何かご不明な点がございましたら、保健室までお問い合わせください。